

千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例施行規則改正について

1 目的

内閣府に設置される規制改革推進会議において、書面主義、押印原則、対面主義に関する官民の規制・制度や慣行の見直しに取り組んでいるところ、令和2年7月7日付け総行行第169号・総行経第35号総務省自治行政局長通知「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」のとおり、各地方公共団体においても、これらの見直しに積極的に取り組むことが要請され、本県においても令和3年3月8日に「行政手続等における押印見直し方針」が制定された。

これに伴い、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例施行規則で規定する様式においても押印を廃止する。

2 改正の概要

施行規則様式中の「㊟」及び備考中の「氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において署名は必ず本人が自署するものとする。」という文言を削除する。

3 施行年月日

令和3年10月1日

4 意見公募手続

本改正は、千葉県行政手続条例第38条第4項第8号に該当することから、意見公募手続は実施しない。